

多久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第31号

多久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

多久市子ども・子育て会議条例（平成25年多久市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の事務を処理するため、同項」を「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。